≪放送大学印刷教材≫

『教育・学校心理学（'20)』

追　補

（第１刷～第５刷）

【追補の趣旨】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法)」の改正（2024年４月１日施行）により，改正前は合理的配慮の提供が「努力義務」であった民間業者にも「法的義務」として課せられたことに伴う，加筆修正を行った。

【追補の内容】

＜変更前＞

210頁７行目～

本法においては，障がいを理由とする差別的取扱いが厳に禁じられるとともに，障がい児・者に対して合理的配慮を提供することが，国公立学校などの公的機関には法的義務として，私立学校などの民間業者には努力義務として課せられている。

＜変更後＞

210頁７行目～

本法においては，障がいを理由とする差別的取扱いが厳に禁じられるとともに，

障がい児・者に対して合理的配慮を提供することが，国公立学校などの公的機関には法的義務として，私立学校などの民間業者には努力義務として課せられた。本法は2024年（令和６年）４月に改正法が施行され，公的機関，民間業者を問わず合理的配慮の提供が法的に義務づけられた。

内閣府ホームページ
改正障害者差別解消法が施行されました
https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20240520.html
検索日：2026年７月16日

障害を理由とする差別の解消の推進
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html
検索日：2026年７月16日